

保国発0621第1号
平成23年6月21日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等
の免除等の取扱いについて」の一部改正について

東日本大震災により被災した被保険者に係る一部負担金等の免除等の取扱いについては、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」（平成23年5月2日保国発0502第1号。以下「課長通知」という。）で示したところである。

今般、原子力災害対策本部が事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される「特定避難勧奨地点」を定め、当該地点に居住する住民に対する注意喚起並びに、避難の支援及び促進を行う方針を示したことを踏まえ、課長通知を別添のとおり改正することとしたので、貴管下保険者等関係各方面に対して周知徹底に遺漏なきよう配慮願いたい。
(改正箇所は下線を引いた部分)

(別添)

保国発0502第1号

平成23年5月2日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

東日本大震災により被災した被保険者に対する
一部負担金等の免除等の取扱いについて

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「法」という。）が、平成23年5月2日に公布されたところである。

これにより、国民健康保険においても入院時食事療養費等の額の特例措置が行われることとなったが、一部負担金に関する取扱いも含め、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成23年5月2日付保発0502第3号。以下「局長通知」という。）と併せて、貴管下保険者等関係各方面への周知徹底、指導に遺漏のないよう配慮されたい。

また、特に今回の東日本大震災（以下「大震災」という。）の被災者の状況を踏まえると、制度を円滑に運営するためには、被保険者及び保険医療機関等に対して繰り返し周知することが必要であることから、広報等に特段のご配慮をお願いしたい。

記

第1 制度の概要

(1) 一部負担金の免除措置関係

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項第2号の規定に基づき行う一部負担金の免除措置を講じるものであること。

(2) 入院時食事療養費等の額の特例関係

平成23年3月11日から法第50条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間において、(1)の措置が講じられた被保険者に対し、入院時食事療養費及び入院時生活療養費並びに入院時の食事療養又は生活療養に関する保険外併用療養費、療養費及び特別療養費（以下「入院時食事療養費等」という。）の額について、特例措置を講じるものであること。

第2 一部負担金の免除措置について

一部負担金の支払猶予は、局長通知第2のⅢの1の(3)のとおり、原則として平成23年6月末までとし、同年7月1日以降は、通常どおり、被保険者が保険者から局長通知第2のⅢの1の(3)に定める国民健康保険一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の交付を受け、保険医療機関等において診療等を受ける際に、当該免除証明書を被保険者証に添えて提出することにより、一部負担金等の免除を受けるものとする。ただし、行政機能の被災が著しい等の理由により、平成23年6月末までに免除証明書を発行することが困難である旨の申出を行った市町村（法第2条第2項に定める特定被災地方公共団体に限る。）の局長通知第2のⅢの1の(1)に定める免除対象国保被保険者（以下「免除対象国保被保険者」という。）については、同年7月1日以降も当分の間、一部負担金の支払猶予を継続することとするので、この特例的な取扱いが必要な市町村の国保被保険者は、様式第1により、平成23年5月16日までに県を通じて当課に申し出ること。なお、免除証明書の交付にあたっては、申請を待つことなく交付することを可能にするなど保険者の事務手続きの簡素化を図っているところであり、また、免除証明書の交付は被保険者及び保険医療機関等の負担軽減に資することも考慮し、この特例的な取扱いの申出は、やむを得ない場合に限ること。

また、申出当初に予定されていた免除証明書の交付完了時期を変更する必要が生じた場合においては、交付完了時期を早めるときは、変更後の交付完了時期の属する月の前々月の末日まで、交付完了時期を遅らすときは、当初の交付完了時期の属する月の前々月の末日までに、変更後の交付完了時期を様式第1に記載の上、再度、県を通じて当課に申し出ること。

なお、局長通知第2のⅢの1の(3) viの「市町村の全域が(1)の⑥又は⑦の指示の対象地域となっているもの」については、現時点では、福島県広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村が該当していること。

第3 一部負担金の免除措置の対象者について

一部負担金の免除措置は、免除対象国保被保険者に対し行うものであるが、その詳細については次のとおりであるので、その取扱いに留意されたいこと。

(1) 局長通知第2のⅢの1の(1)の①の「準じる被災をしたもの」とは、被災者生活再

建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯（以下「長期避難世帯」という。）に属する者であること。

- (2) 局長通知第2のⅢの1の(1)の②から⑤までの「主たる生計維持者」とは、世帯主（組合員）を想定しているが、所得に関する証明書等により、生計維持関係が判別できる場合は、柔軟に判断して差し支えない。
- (3) 局長通知第2のⅢの1の(1)の②の「重篤な傷病」とは、1か月以上の治療を有すると認められる者を対象とするものであること。
- (4) 局長通知第2のⅢの1の(1)の⑥又は⑦の指示があった日は、現時点では、次のとおりであること。

福島第1原子力発電所から半径10km圏内の地域	3月11日
福島第1原子力発電所から半径10～20km圏内の地域	3月12日
福島第2原子力発電所から半径10km圏内の地域	3月12日
福島第1原子力発電所から半径20～30km圏内の地域	3月15日
局長通知第2のⅢの1の(1)の⑦の指示の対象地域	4月22日

- (5) 局長通知第2のⅢの1の(1)の⑥の屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示が4月22日に解除された地域については、6月末までの間に受けた療養について免除措置を適用すること。（局長通知第2のⅢの1の(2)関係）
- (6) 局長通知第2のⅢの1の(1)の⑨の「上記の各号に準じる者」については、例えば次のような者が該当するものであること。なお、認定に当たり保険者は、被災者救済の観点から個々の事例に応じて社会通念上適切かつ柔軟に判断するものであること。

- ① 平成23年3月11日以降に新たに出産、結婚その他これに準ずる理由により、免除措置を受ける世帯に属することとなった者
- ② 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示又は同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示又は市町村から特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）として特定した旨の通知があった日以降に、新たに出産、結婚その他これに準ずる理由により、免除措置を受ける世帯に属することとなった者

なお、局長通知第2のⅢの1の(1)の①から⑤までに該当する被保険者であって平成23年3月11日以降に特定被災区域から他の市町村へ転入した者及び局長通知第2のⅢの1の(1)の⑥から⑧までのいずれかに該当する被保険者であって指示又は特定があった日以降に特定被災区域から他の市町村へ転入した者についても、免除対象国保被保険者であること。

第4 入院時食事療養費等の額の特例について

- (1) 入院時食事療養費等の額の特例の対象者は、免除対象国保被保険者であること。
- (2) 当該特例措置は、法第50条の厚生労働大臣が定める日までの間に限って講じられるものであり、当該厚生労働大臣が定める日は、現在のところ平成23年8月31日を予定しているが、この日付は特定被災区域における災害救助法による救助の実施状況如何により延長されることがありうること。延長された場合においては、その時点で通知することとしているが、その際、再度、期限について周知徹底をお願いすることとなること。
- (3) その他の取扱いについては、一部負担金の免除措置に準じること。
なお、入院時食事療養費等の額の特例措置の申請については、一部負担金の免除措置に係る申請をもって行われたものとみなして差し支えないこと。
- (4) 保険者は、(3)の申請を受理した場合においては、免除証明書を交付すること。

第5 一部負担金の免除措置（入院時食事療養費等の額の特例措置）の申請に関する事項

- (1) 一部負担金の免除措置（入院時食事療養費等の額の特例措置）に係る申請（以下「免除申請」という。）については、当該免除措置等を受ける世帯の世帯主（組合員）によるものとする。

また、免除申請に当たっては、免除措置等を受けるに当たり必要な申請書（様式第2。以下「免除申請書」という。）に被保険者証等及び免除対象国保被保険者である事実を確認できる書類を添付すること。なお、当該書類は次のようなものが考えられること。

- ① 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
り災証明書・被災証明書
(航空写真を活用して全壊と判定したことが確認できる場合や、長期避難世帯として取り扱う区域に住所を有していることが確認できる場合は書類の提出を要しない。)
- ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
イ 主たる生計維持者が死亡した場合
i り災証明書・被災証明書
ii iにその旨の記載がない場合は、死亡診断書
iii iiのみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書
iv 警察の発行する死体検案書
ロ 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合
医師の診断書
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合

- i 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)の規定に基づき、行方不明となった者の死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく遺族補償年金等)の支給決定通知書の写し
 - ii 主たる生計維持者が行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し
 - iii 第三者(事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人等)の証明書
 - iv その他これらに準じる書類
- ④ 大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は失職し、現在収入がない場合
- i 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの(税務署に提出される廃業届、異動届の写し等)
 - ii 事業主等による証明書(公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。)
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っている場合又は同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合
- 避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの(保険者において対象地域に住所を有していたことが確認できる場合は書類の添付を要しない。)
- ⑥ 特定避難勧奨地点として原子力災害現地対策本部の長の特定の対象となっている場合
- 原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地点として特定した住居に居住しているため、避難を行っていることが確認できるもの
- (2) (1)に掲げる書類の入手が困難である場合には、申請者による申し立てを認めるものであること。この場合、親類又は知人による証明を受けることが好ましいものであること。ただし、第5の(1)の③に掲げる書類の入手が困難である場合には、これらの書類の添付に代えて、保険者が警察当局に次の方法により照会することで確認することが可能であり、これによっても確認できない場合には、申請者による申し立てを認めるものであること。
- i 申請を受け付けた保険者において、行方不明者一覧表(以下「一覧表」という。)(別紙1)及び送付書(別紙2)を作成し、主たる生計維持者の行方が不明である旨の届出をした警察の住所を管轄する都道府県警察本部(以下「警察」という。)宛てに郵送すること。(別紙3参照)なお、保険者から警察への送付は、定期的に、特に急を要する場合には随時行うものとする。

ii 保険者から送付を受けた警察は、一覧表に記載された行方不明者の把握状況について確認を行い、その確認結果について一覧表の「警察記入」欄に記載のうえ、送付先の保険者へ返送することとなるため、警察から一覧表が返送された保険者においては、警察からの回答内容を確認のうえ、行方不明者であることの認定を行うこと。

- (3) (1)にかかわらず、保険者自ら災証明書等を交付しているため被災事実を把握している等の場合は、保険者の判断により、申請を待つことなく免除証明書を交付しても差し支えないこと。

第6 免除等の認定

- (1) 保険者は、被保険者が免除申請に際して提出する書類により、局長通知の第2のⅢの1の(1)及び本通知の第3に定める一部負担金の免除措置等の要件に該当していることを確認の上、免除対象国保被保険者であることを認定するものであること。
- (2) 保険者は、(1)の認定を行った際に一部負担金免除等台帳（以下「免除台帳」という。）に被保険者証の記号番号等必要事項を記載するとともに、併せて免除の認定を受けた者（以下「免除認定者」という。）の氏名、発行年月日、有効期間等必要事項を記載すること。
- (3) 保険者が免除対象国保被保険者に該当しないと認めたときは、免除台帳に却下年月日等を記載するとともに、免除申請却下通知書等を作成し、申請者に通知すること。

第7 免除証明書の取扱い等に関する事項

- (1) 第5の(1)による免除申請を受けた保険者は認定を行い、免除証明書を被保険者に対して交付すること。この場合、交付する免除証明書は、様式第3に従うこと。
- (2) 免除証明書の有効期間は、一部負担金免除については、局長通知第2のⅢの1の(1)の①、②、④及び⑤については平成23年3月11日から平成24年2月29日まで、局長通知第2のⅢの1の(1)の③については平成23年3月11日から平成24年2月29日までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまで、局長通知第2のⅢの1の(1)の⑥及び⑦については指示があった日から平成24年2月29日まで、局長通知第2のⅢの1の(1)の⑧については通知があった日から平成24年2月29日までとすること。ただし、局長通知第2のⅢの1の(1)の⑥から⑧までのいずれかに該当する者であって平成24年2月29日までの間において当該指示又は特定が解除されたものについては、別途定める日までの間とすること。

入院時食事療養費等の額の特例については、第4の(2)のとおり、局長通知第2のⅢの1の(1)の①、②、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については当面平成23年8月31日まで、局長通知第2のⅢの1の(1)の③については平成23年8月31日までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでとすること。ただし、局長通知第2のⅢの1の(1)

の⑥から⑧までのいずれかに該当する者であって平成23年8月31日までの間において当該指示又は特定が解除されたものについては、別途定める日までの間とすること。

- (3) 免除証明書を交付する際には、免除認定者に対し、次の点について周知すること。
- ・ 保険医療機関等の窓口免除証明書を提出した場合に、一部負担金等が免除されること。したがって、保険医療機関等において診療等を受ける際に、当該保険医療機関等の窓口被保険者証（保険薬局にあっては処方せん）に添えて、免除証明書を提出すること。
 - ・ 被保険者証等の記載事項に変更があったときは、被保険者証等の記載事項の変更と併せ、免除証明書の記載事項についての変更を行う必要があること。
 - ・ 免除認定者が被保険者資格を喪失した場合又は免除証明書の有効期限に達した場合には、免除証明書を返還しなければならないこと。

第8 免除対象国保被保険者が既に支払った一部負担金等の還付について

- (1) 局長通知第2のⅢの1の(4)又は2の(4)により一部負担金等の還付を受けようとする者は、様式第4による国民健康保険一部負担金等還付申請書（以下「還付申請書」という。）に、理由を記載した上で保険者に申請すること。
- (2) 還付申請書には、第5の(1)の①から⑥までに掲げる書類のほか、保険医療機関等が発行した領収証又は既に支払った一部負担金等の額を確認する書類を添付すること。
- (3) 還付申請書と併せて免除申請書が提出されたときは、保険者は免除申請者が要件に該当すると認められ、局長通知第2のⅢの1の(2)に定める免除措置の期間内である場合には、免除証明書の発行を行うこととすること。
- (4) 保険者は、還付申請書の添付書類により、還付を申請する理由が妥当であると認めた場合には、現に支払った一部負担金等を申請者に還付すること。この場合には、平成23年6月末までに免除証明書の交付が間に合わず、免除証明書が交付されるまでの間に、被保険者等が保険医療機関等に一部負担金等を支払った場合についても含まれること。
- (5) なお、保険者は、一部負担金等を支払った免除認定者が受診当時70歳から74歳の者（現役並み所得者を除く。）であって、当該免除認定者が保険医療機関等において医療費の1割相当分を超える一部負担金等を支払った場合には、当該免除認定者に対して一部負担金等を還付することに加えて、医療費の1割相当分について、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金から支出されるべきものとして、審査支払機関に対して請求すること。また、受診当時70歳から74歳の者に係る療養費の請求についても、同様の取扱いとすること。

第9 被保険者証等の再交付について

- (1) 被保険者証等の再交付の時期
- 被保険者証等の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保

険者証等の提示について」(平成23年3月11日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)により、保険医療機関等の窓口での提示を不要としているほか、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う高齢受給者証等の取扱い」(平成23年3月25日付厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)により、高齢受給者証の有効期限の延長を認めているところであるが、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(平成23年5月2日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)により、平成23年7月1日以降は、保険医療機関等において、原則どおり被保険者証等の提示により資格確認等を行う取扱いとなることから、6月末までに被保険者証等を確実に交付するよう努められたいこと。

(2) 再交付の事務作業に対する支援

大震災で被害を受け、被保険者証等の作成が困難な保険者については、国民健康保険団体連合会に被保険者証等の作成の委託をすることが可能であること。

第10 被保険者に対する周知徹底について

今回の大震災による被災者の状況を踏まえ、特に次の点について、被保険者に対する周知徹底に努められたいこと。

- (1) 平成23年7月1日以降、被保険者証等を保険医療機関等の窓口提示しなければ、保険診療を受けられなくなるため、被保険者証等を紛失した被保険者にあつては、再交付申請を行う必要があること。
- (2) 平成23年7月1日以降、免除証明書を保険医療機関等の窓口提出しない場合には一部負担金等の支払いが必要となるため、一部負担金等の免除申請を行う必要があること。(第2により平成23年7月1日以降も保険医療機関等の窓口における一部負担金の支払猶予を行う保険者を除く。)

第11 一部負担金の免除に要する費用等に対する財政支援について

今回の大震災における保険者の対応に対しては、第一次補正予算に計上された国民健康保険災害臨時特例補助金及び特別調整交付(補助)金により国庫補助を行う予定であり、交付要綱は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

- (1) 一部負担金等の免除を行った場合には、その10分の8に相当する額を国民健康保険災害臨時特例補助金の交付対象とするとともに、残りの10分の2に相当する額を特別調整交付(補助)金の対象とする予定であること。

なお、特定被災区域に該当しない市町村に免除対象国保被保険者が転入した場合についても、同様の取扱いとすること。

- (2) 市町村が第9の(2)により委託を行った場合には、当該委託に要した費用について、国庫補助を行う予定であること。
- (3) 市町村が第10により被保険者に対する周知徹底を行った場合には、当該周知徹底

に要した費用について、国民健康保険災害臨時特例補助金の交付対象とする予定であること。

(照会番号 XXXXXX)

送 付 書

〇〇〇県警察本部 御中

別添のとおり、行方不明者一覧表を送付しますので、確認のうえ返送願いたい。

記

保険 太郎 他 XXX 名

平成 XX 年 XX 月 XX 日

〇〇〇〇各保険者名（担当〇〇）

電話：XX-XXXX-XXXX

都道府県警察 照会窓口

別紙3

H23.6.11現在

	郵便番号	所在地		担当課	係名	代表電話番号	内線	FAX番号	内線	メールアドレス
警察庁	100-8974	千代田区霞が関2-1-2	警察庁	生活安全企画課	相談・指導係	03-3581-0141	3025・3027	03-3581-0096	直通	yshin10@npa.go.jp
北海道	060-8520	札幌市中央区北2条西7丁目	北海道警察本部	生活安全企画課	生活安全係	011-251-0110	3035	011-251-3291	直通	なし
青森県	030-0801	青森市新町2-3-1	青森県警察本部	生活安全企画課	保護係	017-723-4211	3045	017-776-1497	直通	E10100I@plc.pref.aomori.jp
岩手県	020-8540	盛岡市内丸8-10	岩手県警察本部	生活安全企画課	生活安全企画係	019-653-0110	3023	019-653-2111	直通	DF008@pref.iwate.jp
宮城県	980-8410	仙台市青葉区本町3-8-1	宮城県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	022-221-7171	3024	022-221-7171	3019	se-skika@mail.police.pref.miyagi.jp
秋田県	010-0951	秋田市山王4-1-5	秋田県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	018-863-1111	3024	018-866-8145	直通	なし
山形県	990-8577	山形市松波2-8-1	山形県警察本部	生活安全企画課	生活安全企画係	023-626-0110	3022・3023	023-630-2937	直通	vpseiki@pref.yamagata.jp
福島県	960-8686	福島市杉妻2-16	福島県警察本部	生活安全企画課	保護係	024-522-2151	3024	024-524-0899	直通	なし
東京都	100-8929	千代田区霞が関2-1-1	警視庁	少年育成課	保護相談係	03-3581-4321	30752	03-3591-8581	直通	なし
茨城県	310-8550	水戸市笠原町978-6	茨城県警察本部	生活安全総務課	企画指導係	029-301-0110	3422	029-301-9565	直通	keiseisou@pref.ibaraki.lg.jp
栃木県	320-8510	宇都宮市塙田1-1-20	栃木県警察本部	生活安全企画課	企画係	028-621-0110	3022	028-627-6167	直通	なし
群馬県	371-8580	前橋市大手町1-1-1	群馬県警察本部	生活安全企画課	企画・指導係	027-243-0110	3033	027-223-7866	直通	gp-keiseiki@pref.gunma.jp
埼玉県	330-8533	さいたま市浦和区高砂3-15-1	埼玉県警察本部	生活安全企画課	行方不明・保護対策係	048-832-0110	3045・3046	048-825-7152	直通	なし
千葉県	260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1	千葉県警察本部	生活安全総務課	行方不明・保護対策係	043-201-0110	3025	043-224-8590	直通	なし
神奈川県	231-8403	横浜市中区海岸通2-4	神奈川県警察本部	生活安全総務課	保護対策班	045-211-1212	3056	045-211-1212	3059	kpps02@police.pref.kanagawa.jp
新潟県	950-8553	新潟市新光町4-1	新潟県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	025-285-0110	3021・3024	025-284-7445	直通	seiankikaku@nphitec.niigata.niigata.jp
山梨県	400-8586	甲府市丸の内1-6-1	山梨県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	055-235-2121	3032	055-227-7830	直通	kst-seian@yamanashi.lg.jp
長野県	380-8510	長野市大字南長野字幅下692-2	長野県警察本部	生活安全企画課	地域安全推進室	026-233-0110	3044	026-233-0108	直通	police-seikatsuanzenkikaku@pref.nagano.lg.jp
静岡県	420-8610	静岡市追手町9-6	静岡県警察本部	生活安全企画課	行方不明保護対策係	054-271-0110	711-3035	054-271-0110	711-3019	なし
富山県	930-8570	富山市新緑曲輪1-7	富山県警察本部	生活安全企画課	企画係	076-441-2211	3022・3026	076-444-1167	直通	kenkei01@tpp.pref.toyama.lg.jp
石川県	920-8553	金沢市鞍月1-1	石川県警察本部	生活安全企画課	企画係	076-225-0110	3052・3034	076-225-0110	3019	bohan@police.pref.ishikawa.lg.jp
福井県	910-8515	福井市大手3-17-1	福井県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	0776-22-2880	3024	0776-25-0347	直通	seiki@pref.fukui.lg.jp
岐阜県	500-8501	岐阜市藪田南2-1-1	岐阜県警察本部	生活安全総務課	企画係	058-271-2424	3023・3024	058-277-3789	直通	c18879@pref.gifu.lg.jp
愛知県	460-8502	名古屋市中区三の丸2-1-1	愛知県警察本部	生活安全総務課	保護対策室保護指導係	052-951-1611	3027	052-951-1678	直通	seianso@police.pref.aichi.lg.jp
三重県	514-8514	津市栄町1-100	三重県警察本部	生活安全企画課	地域安全係	059-222-0110	3037	059-222-0110	3019	anzen@police.pref.mie.jp
滋賀県	520-8501	大津市打出浜1-10	滋賀県警察本部	生活安全企画課	犯罪抑止第二係	077-522-1231	3035	077-522-1231	3019	PA1101@pref.shiga.lg.jp
京都府	602-8550	京都市上京区下立売通釜座東入敷/内町85	京都府警察本部	生活安全対策課	ストーカー対策係	075-451-9111	3473	075-431-6445	直通	なし
大阪府	540-8540	大阪市中央区大手前3-1-11	大阪府警察本部	生活安全総務課	保護係	06-6943-1234	30221・30226	06-6945-4453	直通	bouhan@police.pref.osaka.jp
兵庫県	650-8510	神戸市中央区下山手通5-4-1	兵庫県警察本部	生活安全企画課	生活安全第二係	078-341-7441	3047	078-351-7842	直通	なし
奈良県	630-8578	奈良市登大路町80	奈良県警察本部	生活安全企画課	企画・保護係	0742-23-0110	3022・3023	0742-23-0110	3019	なし
和歌山県	640-8588	和歌山市小松原通1-1-1	和歌山県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	073-423-0110	3047	073-433-7656	直通	e8008001@pref.wakayama.lg.jp □
鳥取県	680-8520	鳥取市東町1-271	鳥取県警察本部	生活安全企画課	企画係	0857-23-0110	3021	0857-23-0110	3019	k_seiananzensoudan@pref.tottori.jp
島根県	690-8510	松江市殿町8-1	島根県警察本部	生活安全企画課	安全まちづくり推進室	0852-26-0110	3052	0852-24-9110	直通	pph-seiki@pref.shimane.lg.jp
岡山県	700-8512	岡山市内山下2-2-6	岡山県警察本部	生活安全企画課	企画係	086-234-0110	3021・3020	086-234-0110	3019	pseikatu@pref.okayama.lg.jp
広島県	730-8507	広島市中区基町9-42	広島県警察本部	生活安全総務課	保護・行方不明者係	082-228-0110	3042	082-228-1109	直通	Y0773128@hpawan01.npa
山口県	753-8504	山口市滝町1-1	山口県警察本部	生活安全企画課	地域安全第一係	083-933-0110	3017	083-928-5019	直通	seiankikaku@police.pref.yamaguchi.lg.jp
徳島県	770-8510	徳島市万代町2-5-1	徳島県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	088-622-3101	3036	088-652-4410	直通	seian-s@police.pref.tokushima.lg.jp
香川県	760-8579	高松市番町4-1-10	香川県警察本部	生活安全企画課	保護係	087-833-0110	3026	087-833-2231	直通	seikatuanzen@pref.kagawa.lg.jp
愛媛県	790-8573	松山市南堀端町2-2	愛媛県警察本部	生活安全企画課	生活安全企画係	089-934-0110	3032・3033	089-934-0110	直通	hanzaiyokusi@police.pref.ehime.jp
高知県	780-8544	高知市丸の内2-4-30	高知県警察本部	生活安全企画課	警察総合相談係	088-826-0110	3016・3017	088-826-0110	3019	bouhan@police.pref.kochi.jp
福岡県	812-8576	福岡市博多区東公園7-7	福岡県警察本部	生活安全総務課	保護対策係	092-641-4141	3028	092-643-2163	直通	seian@police.pref.fukuoka.jp
佐賀県	840-8540	佐賀市松原1-1-16	佐賀県警察本部	生活安全企画課	ストーカー・DV対策係	0952-24-1111	3045	0952-24-1111	3019	kusaba-atumi@pref.saga.lg.jp
長崎県	850-8548	長崎市万才町4-8	長崎県警察本部	生活安全企画課	安全係	095-820-0110	3027	095-820-1269	直通	npp-gaitai@police.pref.nagasaki.jp
熊本県	862-8610	熊本市水前寺6-18-1	熊本県警察本部	生活安全企画課	行政第二係	096-381-0110	3454	096-381-0110	3019	seianki@poppy.ocn.ne.jp
大分県	870-8502	大分市大手町3-1-1	大分県警察本部	生活安全企画課	保護係	097-536-2131	3024	097-537-2114	直通	なし
宮崎県	880-8509	宮崎市旭1-8-28	宮崎県警察本部	生活安全企画課	警察安全相談係	0985-31-0110	3053	0985-31-0110	3019	なし
鹿児島県	890-8566	鹿児島市鴨池新町10-1	鹿児島県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	099-206-0110	3021・3025 3026・3027	099-206-2655	直通	kp-seian@pref.kagoshima.lg.jp
沖縄県	900-0021	那覇市泉崎1-2-2	沖縄県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	098-862-0110	3021・3023	098-862-0110	3019	なし

免除証明書交付完了時期延長希望市町村リスト

(様式1)

県名	〇〇県
----	-----

	市町村名	免除証明書の交付完了の時期(見込み)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		

国民健康保険一部負担金等免除申請書

(様式2)

被保険者証番号	記号		番号	
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
免除を申請する理由	東日本大震災により 1 住家が全半壊（全半焼）又はこれに準ずる被災をしたため 2 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったため 3 主たる生計維持者の行方が不明のため 4 大震災により主たる生計維持者が事業を廃止又は休止したため 5 大震災により主たる生計維持者が失業し、現在収入がないため 6 福島原発の避難指示地域又は屋内退避指示地域に指定されたため 7 福島原発の計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定されたため 8 特定避難勧奨地点に居住しており、避難を行っているため			

以上申請します。

平成 年 月 日

申請者

住所

氏名

印

市 町 村 長

(国民健康保険組合理事長)

殿

※ 下記については、証明書類の添付ができない方のみ記入してください。

証明書類が添付できない理由	
免除措置開始年月日（この欄は記入しないでください。）	

（※欄に記入された方の関係者の方が記入してください。）

申請者 _____ の申立が正しいことを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所

氏 名

印

申請者との関係

市 町 村 長 殿

（国民健康保険組合理事長）

● 申請する際、被保険者証を提出するとともに必要に応じて、以下の書類を添付してください。

- ① 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
り災証明書・被災証明書
(航空写真を活用して全壊と判定したことが確認できる場合や、長期避難世帯として取り扱う区域に住所を有していることが確認できる場合は書類の提出を要しない。)
- ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
イ 主たる生計維持者が死亡した場合
i り災証明書・被災証明書
ii iにその旨の記載がない場合は、死亡診断書
iii iiのみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書
iv 警察の発行する死体検案書
ロ 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合
医師の診断書
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
i 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)の規定に基づき、行方不明となった者の死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく遺族補償年金等)の支給決定通知書の写し
ii 主たる生計維持者が行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し
iii 第三者(事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人等)の証明書
iv その他これらに準じる書類
- ④ 大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は失職し、現在収入がない場合
i 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの(税務署に提出される廃業届、異動届の写し等)
ii 事業主等による証明書(公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。)
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っている場合又は同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合
避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの(保険者において対象地域に住所を有していたことが確認できる場合は書類の添付を要しない。)
- ⑥ 特定避難勧奨地点として原子力災害現地対策本部の長の特定の対象となっている場合
原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地点として特定した住居に居住しているため、避難を行っていることが確認できるもの

国民健康保険一部負担金等免除証明書

被保険者証	記 号		番 号	
被保険者氏名		男・女	生年月日	昭・平 . .
世帯主氏名 又は 組合員氏名	男・女			
住 所				
特 例 の 内 容 及 び 有 効 期 間	<input type="checkbox"/> 一部負担金の免除 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額の免除 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)			

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

市 町 村 長
(国民健康保険組合理事長) 印

この証は、東日本大震災により被災した被保険者が保険医療機関等で診療等を受けた際に支払う一部負担金等の免除措置を受けられることを証明するものです。

1. 保険医療機関等の窓口で、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村（組合）に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村（組合）にその旨を届け出て下さい。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

国民健康保険一部負担金等還付申請書

(様式4)

被保険者証	記号		番号	
世帯主 (組合員)	氏名	男・女	生年月日	昭・平 . .
	住所			
療養を受けた者	氏名	男・女	生年月日	昭・平 . .
療養を受けた保険医療機関等		名称		
		所在地		
療養を受けた期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
療養に対し支払った一部負担金等の額			円	
還付を申請する理由				
<p>1 平成23年6月30日以前に療養を受けた際、一部負担金等を既に支払ったため</p> <p>2 一部負担金等の免除等が受けられることを知らなかったため</p> <p>3 免除証明書の交付を受けることが遅れたため</p> <p>4 その他やむを得ない理由により、保険医療機関等の窓口で免除証明書の提出ができなかったため</p> <p>()</p>				

(注) 保険医療機関等で支払った額のうち、還付の対象となるのは一部負担金並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額のみです。

以上申請します。

平成 年 月 日

申請者

住所

氏名

印

市 町 村 長 殿
(国民健康保険組合理事長)